

改正	平成11年3月31日規則第44号	平成12年3月31日規則第94号
	平成12年8月1日規則第141号	平成12年12月27日規則第162号
	平成14年3月30日規則第27号	平成15年3月31日規則第15号
	平成18年3月3日規則第6号	平成18年9月26日規則第77号
	平成19年3月30日規則第44号	平成20年3月18日規則第10号
	平成22年4月6日規則第26号	平成25年3月30日規則第22号
	平成26年9月29日規則第47号	平成28年3月31日規則第19号
	平成29年3月28日規則第10号	

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める生活関連施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める特定生活関連施設は、別表第1の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第9条第1項第17号(ロ)に規定する客車
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

一部改正〔平成22年規則26号〕

(公共的工作物)

第4条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める公共的工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) バス停留所
- (3) 案内標識（道路交通法第2条第1項第15号に規定する道路標識及び生活関連施設に附帯するものを除く。）

追加〔平成18年規則6号〕

(整備基準)

第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める整備基準は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則6号〕

(高齢者、障害者等の意見を聴く生活関連施設の新築等)

第5条の2 条例第15条の2に規定する規則で定める生活関連施設の新築等は、次に掲げるものの新築又は新設とする。

- (1) 県が新築する建築物（別表第1の中欄に掲げる学校等及び共同住宅又は寄宿舍を除く。）のうち当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (2) 別表第1の中欄に掲げる百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗のうち当該店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (3) 県が新設する公園等（別表第1の中欄に掲げるものに限る。）のうち当該公園等の区域面積

が5,000平方メートル以上のもの
追加〔平成18年規則6号〕

(適合証の交付の請求)

第6条 条例第18条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)に、整備項目表(第2号様式)及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、条例第20条の規定による協議を行った者の請求については、添付図書を省略することができる。

(事前協議)

第7条 条例第20条第1項の規定による協議は、特定生活関連施設新築等事前(変更)協議書(第3号様式)に、整備項目表(第2号様式)及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。ただし、条例第20条第2項の規定による計画の変更の場合にあっては、特定生活関連施設新築等事前(変更)協議書(第3号様式)に、当該変更に係る図書を添付して当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。

一部改正〔平成15年規則15号〕

(軽微な変更)

第8条 条例第20条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるような変更
- (2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の3月以内の変更

一部改正〔平成15年規則15号〕

(工事完了の届出)

第9条 条例第22条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届(第4号様式)により行わなければならない。

(公表)

第10条 条例第25条第1項の規定による公表は、沖縄県公報による公告その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(身分証明書)

第11条 条例第26条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(第5号様式)によるものとする。

(適合状況の報告)

第12条 条例第27条第1項の報告は、既存特定生活関連施設適合状況報告書(第6号様式)に、整備項目表(第2号様式)及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(国等に準ずる者)

第13条 条例第32条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人
- (2) 土地開発公社
- (3) 沖縄県住宅供給公社
- (4) 公益財団法人沖縄県農業振興公社
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について国、都道府県又は市町村とみなされる法人とする。

一部改正〔平成12年規則141号・162号・18年6号・29年10号〕

(計画通知)

第14条 条例第32条第1項ただし書の規定による通知は、特定生活関連施設新築等通知書(第7号様式)に、整備項目表(第2号様式)及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図

書を添付して特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。
追加〔平成19年規則44号〕

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第44号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第94号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年8月1日規則第141号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規則第162号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月30日規則第27号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第15号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月3日規則第6号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手する生活関連施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した生活関連施設の新築等については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月26日規則第77号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年6月20日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定及び第6号様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手する生活関連施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した生活関連施設の新築等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月6日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第22号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日規則第47号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第19号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成29年3月28日規則第10号）

この規則中第13条第4号の改正規定及び別表第1の改正規定（同表建築物の部1の項(8)の改正規定を除く。）は公布の日から、同項(8)の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第5条関係）

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
----	--------	----------

建築物	<p>1 社会福祉施設</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設</p> <p>(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設</p> <p>(5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>(6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設</p> <p>(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター</p> <p>(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げる施設に類するもの</p>	すべてのもの
	<p>2 医療施設</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所</p>	すべてのもの
	<p>3 官公庁舎</p> <p>国、地方公共団体及び第13条各号に掲げる者が設置する施設で多数の者の利用に供するもの</p>	すべてのもの
	<p>4 教育文化施設</p> <p>(1) 学校等</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校</p> <p>イ 道路交通法第98条第1項に規定する自動車教習所</p> <p>ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設</p> <p>(2) 図書館等</p> <p>ア 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p> <p>イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設</p> <p>(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館</p>	すべてのもの
	<p>5 建築基準法第2条第2号に規定する集会場及び同法別表第1に規定する公会堂（以下「集会場等」という。）</p>	すべてのもの

<p>6 公益事業の店舗</p> <p>(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者の店舗</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の店舗</p> <p>(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者の店舗</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>7 銀行等の店舗</p> <p>(1) 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）による農林中央金庫の店舗</p> <p>(2) 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）による商工組合中央金庫の店舗</p> <p>(3) 日本銀行法（平成9年法律第89号）による日本銀行の支店</p> <p>(4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会の店舗（同法第10条第1項第1号及び第2号に規定する事業を行うものに限る。）</p> <p>(5) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者の店舗</p> <p>(6) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合の店舗（同法第11条第1項第1号及び第2号に規定する事業を行うものに限る。）</p> <p>(7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗</p> <p>(8) 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫の店舗</p> <p>(9) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫の店舗</p> <p>(10) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫の店舗</p> <p>(11) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の店舗</p> <p>(12) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者の店舗</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>8 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（以下「物販店」という。）</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>
<p>9 飲食店</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>
<p>10 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の店舗、クリーニング取次店、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の店舗、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業を営む者の店舗、貸衣装屋、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所、美容師法（昭和32年法律第163号）第</p>	<p>床面積の合計が100平方メートル以上のもの</p>

2条第3項に規定する美容所その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「サービス業の店舗」という。）	
11 次に掲げる施設（以下「公共交通機関の施設」という。）のうち建築物であるもの （1） 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場 （2） 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港内の船舶離発着施設 （3） 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 （4） 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港 （5） 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル	すべてのもの
12 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物であるもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。以下「自動車車庫」という。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの
13 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設（以下「ホテル等」という。）	床面積の合計が500平方メートル以上のもの
14 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
15 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場（以下「劇場等」という。）	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
16 展示場	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
17 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場（以下「公衆浴場」という。）	床面積の合計が500平方メートル以上のもの
18 公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）	すべてのもの
19 1から18までに掲げる施設のうち2以上の施設が複合して構成された建築物（各施設が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
20 共同住宅又は寄宿舍（戸数が25戸以上のものに限る。）の共用部分（以下「共同住宅等」という。）	共同住宅又は寄宿舍の戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
21 事務所（3に掲げるものを除く。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
22 工場	床面積の合計が3,000平方メートル以

		上のもの
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）	すべてのもの
公園等	1 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である児童遊園 2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設である動物園又は植物園	すべてのもの
公共交通機関の施設	公共交通機関の施設のうち建築物以外のもの	すべてのもの
路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）のうち建築物以外のもの	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの

一部改正〔平成11年規則44号・12年94号・141号・18年6号・77号・19年44号・20年10号・22年26号・25年22号・26年47号・29年10号〕

別表第2（第5条関係）

1 建築物（2に掲げるものを除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>多数の者（建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ。）が利用する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>（1） 全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突することがないように危険防止の措置を講じたものとする。</p> <p>（2） 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、戸に挟まれることがないように危険防止の措置を講じたものとする。</p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>多数の者が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>（1） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>（2） 段を設ける場合には、3の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>（3） 階段（その踊場を含む。以下同じ。）又は傾斜路（その踊場を含み、階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫に設けるもの</p> <p>（4） 廊下等には突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p>
3 階段	<p>多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>（1） 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>（2） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>

	<p>(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 自動車車庫に設けるもの</p> <p>イ 段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
<p>4 傾斜路 （その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫に設けるもの</p> <p>エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者用便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されたものを1以上設けること。</p> <p>(3) 生活関連施設（社会福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設、学校等、自動車車庫、劇場等のうち遊技場、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子・父子福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設若しくは公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場</p>

	<p>合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 乳幼児を安全に座らせることができるいす（以下「乳幼児用のいす」という。）を設けること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ替えができる設備（以下「乳幼児用ベッド」という。）を設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 生活関連施設（社会福祉施設のうち児童厚生施設、老人福祉施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの以外のもの、学校等のうち特別支援学校以外のもの、自動車車庫、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便房は、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「人工肛門等使用者」という。）の利用に配慮した設備を設けること。</p> <p>(5) (3)及び(4)の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
<p>6 敷地内の通路</p>	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段がある部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 排水溝を設ける場合には、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障のない溝ぶたを設けること。</p>
<p>7 駐車場（共同住宅等におけるものを除く。）</p>	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 8の項(1)のウに定める経路の長さが可能な限り短くなる位置に設けること。</p>
<p>8 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を利用円滑化経路とすること。</p> <p>ア 建築物に多数の者が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該</p>

<p>滑化経路」という。)</p>	<p>建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。) から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(2) 利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーター若しくはエスカレーター（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 利用円滑化経路は、可能な限り短くすること。</p> <p>(4) 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)のA中「居室」とあるのは、「居室（地上階にあるものに限る。）」とする。</p> <p>(5) (1)のAに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により13の項の規定によることが困難である場合における(1)、14の項並びに23の項(2)及び(4)の規定の適用については、(1)のA中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>9 利用円滑化経路を構成する出入口</p>	<p>利用円滑化経路を構成する出入口は、1の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
<p>10 利用円滑化経路を構成する廊下等</p>	<p>利用円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下等の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
<p>11 利用円滑化経路を構成する傾斜路</p>	<p>利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
<p>12 利用円滑化経路を構成するエレベーター等</p>	<p>(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に定めるものを除く。コ及びサにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。ただし、当該建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が当該建築物を利用することが可能である場合は、この限りでない。</p> <p>ア かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあつては、かごの幅が100センチメートル以上である場合に限り、奥行きを110センチメートル以上とすることができる。</p>

- エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- オ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- キ かご内の側板には、手すりを設けること。
- ク かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。
- ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- コ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。
 - (ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。
 - (イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- サ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー（自動車車庫に設けるものを除く。）にあっては、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。
 - (ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (イ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター等は、次に定める構造とすること。
 - ア エレベーター（昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものをいう。）にあっては、次に定める構造とすること。
 - (ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造とすること。
 - (イ) かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - (ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きを十分に確保すること。
 - イ エスカレーター（車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものをいう。）にあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する構造とすること。
- (3) 利用円滑化の措置がとられたエレベーター等の付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。

13 利用円滑化経路を構成す	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
----------------	---

<p>敷地内の通路</p>	<p>(2) 敷地内の通路の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
<p>14 案内設備</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する建築物又はその敷地には、次に定める構造の案内板を設けること。</p> <p>ア 大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 必要に応じて外国語を併記すること。</p> <p>ウ 当該建築物又はその敷地内の利用円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を表示すること。ただし、当該エレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の利用円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は授乳場所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p> <p>(4) 公共交通機関の施設には、公共車両等及び航空機の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>15 案内設備までの経路</p>	<p>(1) 道等から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内設備までの経路が自動車車庫に設けられるものである場合</p> <p>イ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせたものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>

	<p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等</p>
16 客席	<p>(1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等（遊技場を除く。）に固定式の客席を設ける場合には、当該客席数に200分の1を乗じて得た数（その数が10を超えるときは10とする。）以上の人数分の車いす使用者が利用できる区画を設けること。</p> <p>(2) (1)に規定する区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けること。</p> <p>(3) (1)に規定する区画は、車いす使用者1人について、幅90センチメートル以上とし、かつ、奥行き120センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)に規定する区画に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、4の項(2)及び11の項に定める構造に準じた構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(5) 劇場等（遊技場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに固定式の客席を設ける場合には、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。</p>
17 客室	<p>(1) ホテル等に25を超える客室を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できる客室（この項において「車いす使用者用客室」という。）を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、1の項及び9の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>イ 非常呼出し設備を設けること。</p> <p>ウ 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に車いす使用者用便房を設けた便所が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 便所内に、5の項(1)のアの規定によるほか、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房を設けること。</p> <p>(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、1の項及び9の項に定める構造に準じた構造とすること。</p> <p>エ 浴室は、次項(2)に定める構造に準じた構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車いす使用者用浴室等」という。）が設けられている場合は、この限りでない。</p>
18 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）	<p>(1) ホテル等、スポーツ施設又は公衆浴場に多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、車いす使用者用浴室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用浴室等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 1の項及び9の項に定める構造に準じた構造の出入口を1以上設けること。</p>

	エ 非常呼出し設備を設けること。
19 授乳場所	(1) 医療施設、教育文化施設（学校等を除く。）、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子・父子福祉施設若しくは官公庁舎のうち市役所、町村役場、保健所、市町村保健センターその他これらに類するものにあつては、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドその他の設備を設けること。 (2) 授乳場所の付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。
20 受付カウンター又は記載台（以下「受付カウンター等」という。）	受付カウンター等を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンター等を1以上設けること。ただし、受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。
21 公衆電話台	公衆電話を設置する場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような高さ、け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けること。
22 緊急時の避難設備	集会場等、ホテル等又は劇場等（遊技場を除く。）における緊急時の避難設備は、次に定める構造とすること。 (1) 自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合には、非常時を知らせる点滅機能及び音声誘導機能を設けた誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。 (2) 廊下等、階段その他の避難上重要な経路において、防火戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第14項に定める特定防火設備又は防火設備として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合には、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとすること。
23 増築等に関する適用範囲	建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途の変更をして生活関連施設にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、前項までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。ただし、増築等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満の場合には、(1)の部分に限り適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路 (3) 多数の者が利用する便所 (4) (1)の部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。（6）において同じ。）から車いす使用者用便房（(3)に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路 (5) 多数の者が利用する駐車場 (6) 車いす使用者用駐車施設（(5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路

2 建築物（官公庁舎を除く。）のうち新築に係る床面積の合計が200平方メートル未満の建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>多数の者が利用する出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。</p>
2 廊下等	<p>1の項に定める構造の出入口から3の項に定める構造の便房までの経路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。</p>
3 便所	<p>多数の者が利用する便所を設ける場合には、便所内に、車いす使用者が利用することができるものとして次に定める構造の便房を1以上設けること。</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。</p> <p>(2) 車いす使用者が利用することができる空間を確保すること。</p>
4 敷地内の通路	<p>多数の者が利用する敷地内の通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくはエレベーター等を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。</p>

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道 (以下「歩道等」という。)	<p>歩道等を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 縁石、防護柵、植樹帯等により車道と分離すること。</p> <p>(3) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>(4) 勾配は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 横断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 横断勾配(車両乗入れ部に係る部分を除く。)は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 歩道等(横断歩道等に接続する歩道等の部分を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(6) 歩道等の巻込み部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道に接続する歩道等と車道とのすりつけについては、次の構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。</p> <p>ウ すりつけ区間と段差の間には、150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。</p> <p>(7) 横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、同一の高さですりつけるものとする。</p> <p>(8) 歩道を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。</p>

2 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障害者の歩行の多い歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、他の部分と識別しやすい色調や明度の差の大きい色のものとする。</p> <p>(3) 横断歩道の中央部には、必要に応じて視覚障害者がその位置や横断方向を把握できるよう対策を講じること。</p>
3 横断歩道橋等	<p>横断歩道橋又は地下歩道は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 階段は、回り段を設けないこと。</p> <p>(2) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びその踊場の部分には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(4) 昇降口には、点状ブロック等を敷設すること。</p>

4 公園等に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公園等の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (4)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ア 1の表4の項(1)及び(2)並びに11の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する他の部分の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ウ 傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口と接続する1以上の園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(5) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員を180センチメートル以上、すりつけ勾配を5パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。</p> <p>(7) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

	<p>(8) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 回り段とならないよう努めること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 1の項(3)に定める構造で、幅が90センチメートル以上の傾斜路を併設すること。</p>
3 便所	便所を設ける場合には、1の表5の項(1)及び(2)に定める構造に準じた便所を1以上設けること。この場合、車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法(のり)を90センチメートル以上とすること。
4 駐車場	<p>駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けるよう努めること。</p> <p>(1) 2の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。</p> <p>(2) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5 案内板	<p>案内板を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 案内板の高さ、文字の大きさ及び表示等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。</p> <p>(2) 案内板には、必要に応じ点字による表示を行うこと。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房が設けられた便所がある場合には、その位置を表示すること。</p>
6 附帯設備	ベンチ、野外卓及びその他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。
7 転落防止のための措置	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

5 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 改札口内の通路のうち1以上のものは、内法(のり)を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 改札口内の通路のうち1のものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
2 通路	<p>(1) 改札口から各乗降場に至る1の通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) 改札口から各乗降場に至る経路において高低差がある場合には、それぞれの乗降場に至る1以上の経路に次に定める構造の傾斜路又は1の表12の項(1)に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>ア 1の表4の項(1)及び(2)並びに11の項に定める構造</p> <p>イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ウ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
3 階段	改札口から各乗降場に至る経路において階段がある場合には、当該階段は、1の表3の項に定める構造とすること。
4 乗降場	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 縁端は、点状ブロック等を敷設すること。</p>

	(3) 両端は、点状ブロック等を敷設するとともに、転落を防止するための柵等を設けること。
--	--

6 路外駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	1の表9の項に定める構造に準じた構造の出入口を1以上設けること。
2 駐車場	(1) 次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。 ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
3 通路	車いす使用者用駐車施設から1の項に定める構造の出入口までの通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 (3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

全部改正〔平成18年規則6号〕、一部改正〔平成19年規則44号・26年47号・28年19号〕

別表第3（第6条、第7条、第12条関係）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物(次項に掲げるものを除く。)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーター等の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる視覚障害者誘導用ブロック及び突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーター等の位置、車いす使用者用便房のある便所及び床置き式の小便器その他これに類する小便器のある便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、客席の部分に設けられる車いす使用者が利用できる区画の位置、奥行き及び幅、出入口から車いす使用者が利用できる区画に至る通路の位置及び幅（当該通路が傾斜路又はその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）並びに集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備の位置、車いす使用者用客室の位置、車い

		す使用者用浴室等の位置、授乳場所の位置、高齢者、障害者等が円滑に利用できる受付カウンター等又は公衆電話台の位置並びに案内設備の位置	
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけ上げ及び踏面の構造及び寸法	
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅	
構造詳細図	エレベーター等	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）	
	便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房及び床置き式の小便器その他これに類する小便器の構造	
	浴室等	縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造	
	客室	縮尺及び車いす使用者用客室の構造	
建築物（官公庁舎を除く。）のうち新築に係る床面積の合計が200平方メートル未満の建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置並びに敷地内の通路の位置及び幅	
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口の位置及び幅並びに便所の位置	
	縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけ上げ及び踏面の構造及び寸法
		傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	便所	縮尺並びに便所及び便房の構造	
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	平面図	縮尺、方位、歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる排水溝、視覚障害者誘導用ブロックの位置並びに横断歩道及び中央分離帯の位置	
	構造詳細図	縮尺、歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の構造並びに横断歩道箇所における中央分離帯及び車道の構造	
公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、出入口の位置及び幅員、園路の位置及び幅員（当該園路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、園路に設けられる手すり及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、別表第2の4の3の項に定める基準に適合する便所の位置、同表の4の4の項に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）並びに同表の4の5の項に定める基準に適合する案内板の位置	
	縦断面図	縮尺、出入口のすりつけ勾配、園路の縦断勾配、横断勾配、園路に設けられる段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに園路又は通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅	
	構造詳細図	縮尺及び別表第2の4の3の項に定める基準に適合する便所の	

		構造
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターの位置、乗降場の位置、乗降場に設けられる点状ブロック等及び転落を防止するための柵等の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、公共交通機関の施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、改札口の位置及び幅、通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路に設けられる手すり、視覚障害者誘導用ブロックの位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターの位置
	縦断面図	縮尺、階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに通路に設けられる傾斜路の高さ及び長さ並びに踊場の踏幅
	構造詳細図	縮尺並びにエレベーターのかご、昇降路及び乗降ロビーの構造
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地の接する道等の位置

全部改正〔平成18年規則6号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

第1号様式

（第6条関係）

第2号様式（その1）

（第6条、第7条、第12条関係）

全部改正〔平成18年規則6号〕、一部改正〔平成19年規則44号・26年47号・28年19号〕

第2号様式（その1の2）

（第6条、第7条、第12条関係）

追加〔平成18年規則6号〕

第2号様式（その2）

（第6条、第7条、第12条関係）

全部改正〔平成19年規則44号〕

第2号様式（その3）

（第6条、第7条、第12条関係）

全部改正〔平成19年規則44号〕

第2号様式（その4）

（第6条、第7条、第12条関係）

全部改正〔平成19年規則44号〕

第2号様式（その5）

（第6条、第7条、第12条関係）

全部改正〔平成19年規則44号〕

第3号様式

（第7条関係）

一部改正〔平成19年規則44号〕

第4号様式

（第9条関係）

一部改正〔平成19年規則44号〕

第 5 号様式
(第11条関係)

第 6 号様式
(第12条関係)

一部改正〔平成19年規則44号〕

第 7 号様式
(第14条関係)

追加〔平成19年規則44号〕